



2025 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社プラスアルファ・コンサルティング
代 表 者 名 代表取締役社長 三 室 克 哉
(コード番号：4071 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 コーポレート部門担当 野 口 祥 吾
(TEL. 03-6432-0427)

取締役に対するストック・オプションとしての報酬等の額 及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、2025 年 12 月 26 日開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

II. 議案の内容

1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、本提示株主総会での第 2 号議案にてご承認をお願いしております報酬枠（年額 600 百万円以内。ただし、使用人兼取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠にて、対象取締役に対して付与するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額 300 百万円以内とするとともに、ストック・オプションの内容につき下記 2. のとおりとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容は、当社における対象取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定することとしており、また、ストック・オプションの権利行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は低く、希薄化率は軽微であることから、対象取締役の報酬等の内容は相当であると考えております。

当社は 2021 年 12 月 17 日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針を定めておりますが、本株主総会に提出される第 19 期事業年度（2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る貸借対照表に資本金として計上される額が 5 億円以上となり、当社が会社法上の大会社に移行することを踏まえ、本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容との整合性等を加味し、本総会終結後の当社の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容及び額等の決定に関する方針について改めて決議することを予定しております。

なお、対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権に係る報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

また、現在の取締役は 9 名（うち、社外取締役は 3 名）ですが、第 1 号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は 9 名（うち、社外取締役は 3 名）となり、対象取締役の員数は 6 名となります。

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の上限は、4,000 個とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から 1 年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は 400,000 株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除

く。)における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値 (取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値) を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または 併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後 2 年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等 増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の行使条件として、上記 II 1. で述べた導入の目的を踏まえ、当社の業績及び企業価値向上に資するよう当社の取締役会において当社の株価動向や連結業績を示す指標を選定する

ことができるものとし、その場合には当該指標の達成状況に基づき当該行使条件が充たされ、且つ、下記②乃至⑥に基づき定められる他の行使条件も充たされることにより、新株予約権が行使可能となるものとする。当社の株価動向や連結業績を示す指標としては、客観性、透明性のある指標として、(i)株価ベースの指標（例：一定時期または一定期間における東京証券取引所における当社普通株式の終値又はその平均値、株主総利回り（Total Shareholder Return (TSR)）等）及び(ii)財務ベースの業績指標（例：連結売上高、連結当期純利益、EBITDA等）を選定するものとし、具体的な指標については当社のおかれた事業状況、事業計画、持続的な成長のための課題等を総合的に勘案の上当社取締役会において選定する。なお、当該選定された指標に係る具体的な数値基準については、当社の業績及び企業価値向上に向けたインセンティブとして適切に機能するかという観点から当社取締役会において検討するものとし、この結果相当と判断された数値基準を設定するものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

（９）新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（７）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

（１０）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上